

岡山理科大学情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 岡山理科大学(以下、「本大学」という。)は、学則第1条に掲げる本大学の目的の実現を目指し、本大学で扱う情報及び情報システムを適切かつ厳密に管理・運用するための情報セキュリティ対策に取り組む。

(方針)

第2条 前条の目的を達するため、本大学は情報セキュリティ対策基本規程(以下、「対策基本規程」という。)及びその他の規程等を定め、以下に掲げる対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の実施体制の整備
- (2) 情報及び情報システムの保護
- (3) 情報システムや情報サービスの管理・運用
- (4) 情報セキュリティインシデントへの対処
- (5) 利用者への啓発・教育
- (6) 前各号を含む情報セキュリティ対策の実施

(義務)

第3条 本大学で扱う情報及び情報システムを利用する者並びに管理・運用の業務に携わる者は、本方針、対策基本規程及びその他の規程等を遵守しなければならない。

(罰則)

第4条 本方針に基づき定める規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、本大学学則及び学校法人加計学園就業規則に則って行うほか、個別の契約の定めるところによる。

(改廃)

第5条 本方針の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則(令和4年7月27日 第4回大学協議会)

この方針は、令和4年7月27日から施行する。

- 2 岡山理科大学情報セキュリティ方針(平成16年11月1日施行)は、令和4年7月26日をもって廃止する。